

令和8年度第1回岩手県健康増進計画推進協議会

- 1 日時 令和8年8月24日（月）13：30～15：00
- 2 場所 トーサイクラシックホール岩手4階第2会議室
- 3 出席者 別紙次第掲載のとおり
- 4 議事の概要
 - （1）開会
 - （2）挨拶
小原保健福祉部長から挨拶を述べた。
 - （3）議事
 - ① 健康いわて21プラン（第3次）及びイー歯トープ8020プラン（第2次）に基づく令和8年度取組状況について
事務局から資料1、資料2に基づいて説明した。

○本間博会長

口腔保健専門委員会の大黒委員と、分析・評価専門委員会の丹野委員から、追加での御説明をお願いします。

○大黒英貴委員

歯科医師会から、口腔保健専門委員会の報告をさせていただきます。

まず、子どものむし歯についてです。先ほど事務局からも報告がありましたが、本県における子どものむし歯は減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る状況にあります。特に、市町村間におけるむし歯の格差は大きな課題であると認識しています。県民の皆様が住んでいる地域によってむし歯の状況に差が生じていることは、将来的な健康格差にもつながる問題であり、健康寿命の延伸という観点からも重要な課題であると考えています。

対策の一つとして、集団フッ化物洗口を実施している市町村では、むし歯が少ない傾向が見られ、その有効性が示唆されています。実際に、12歳児のフッ化物洗口実施率が90%以上の市町村では、むし歯罹患率が低く、県平均のおよそ半分以下の水準となることが分かっています。また、むし歯の少ない市町村では、フッ化物洗口に加え、口腔ケア指導や健康教育、歯科健診の充実などにも積極的に取り組んでいます。今後は、こうした複合的な取組をさらに推進していくことが重要であると考えています。

次に、歯科疾患実態調査の結果についてです。調査では、20歳以降の歯科健診受診率が著しく低いことが明らかになりました。学校在学中は定期的に学校歯科健診を受けていますが、20歳を過ぎると、半数以上の方が1年間に一度も歯科健診を受けていない状況です。また、健康増進法に基づく歯周病検診、いわゆる10歳刻みの節目健診についても、

市町村における受診率は約 13%にとどまっています。さらに、後期高齢者を対象とした歯科健診の受診率は 1.9%と非常に低い状況でした。

このような課題を踏まえ、自治体、学校、事業所の歯科保健担当者の資質向上を図るため、普及啓発資料の作成や情報発信など、新たな事業展開を進めているところです。

また、子どものむし歯における地域格差の解消に向け、市町村と連携しながら気仙地区において新たな事業を開始する予定です。

さらに、障がい者歯科医療については、これまで岩手医科大学の専門外来でなければ受診が難しかった患者の皆様に対し、地域の歯科医療機関でも受け入れができる体制整備を歯科医師会として進めています。専門外来だけではなく、各地域で継続的な歯科医療を受けられる体制づくりに取り組んでいきたいと考えています。

加えて、高齢者の口腔機能低下症、いわゆるオーラルフレイルは、誤嚥性肺炎をはじめとする全身疾患とも深く関連しています。

口腔機能の維持・向上は健康寿命の延伸にもつながることから、関係機関や県民の皆様との御協力をいただきながら、さらなる普及啓発に努めていきたいと考えています。

以上で、口腔保健専門委員会からの報告といたします。

○丹野高三委員

分析・評価専門委員会について御報告いたします。

当委員会は 2026 年 8 月 17 日に開催され、県から資料 1 及び資料 2 に基づき、各事業の内容及びこれまでの進捗状況について説明を受けました。

まず、資料 1 の 11 ページに掲載されている新規事業である「大人と子供のチャレンジワークショップ」及び「高血圧予防行動変容支援教材作成」について、委員から質問や意見がありました。事業内容については一定の評価を得た一方で、料理教室やイベントによる普及啓発は健康への関心が高い層に参加者が偏りやすいことから、YouTube 等の動画配信を活用した情報発信も進めるべきではないかとの意見が出されました。また、普及啓発事業については、配布数や参加人数などの規模を把握し、アウトプット指標による事業評価ができるようにすべきとの意見がありました。

次に、資料 1 の 16 ページの飲酒対策についてです。飲酒に関する考え方は、従来の「適量飲酒」から「飲酒を控える」方向へと変化してきています。2024 年に厚生労働省が公表した「健康に配慮した飲酒ガイドライン」について、市町村や事業担当者のレベルでどの程度浸透しているのか把握し、評価していくことが必要ではないかとの意見がありました。

続いて、資料 1 の 17 ページのたばこ対策についてです。加熱式たばこの利用者が増加していることを踏まえ、現在の禁煙促進対策について見直しを検討する必要があるのではないかと意見が示されました。

また、資料 1 の 32 ページの自殺対策については、警察統計と人口動態統計で集計方法が異なることに留意する必要があるものの、岩手県の自殺死亡率は近年減少傾向にあることから、その改善傾向を積極的に県民へ発信していくことが重要であるとの意見がありました。

このほか、指標の評価に関しても意見が出されました。一部の指標については、「健康日本 21（第三次）」と指標の定義や集計方法が異なっているものや、国とは異なるデータソースを使用しているものがあり、国との比較の妥当性に課題があるのではないかと指摘がありました。また、中間見直しの機会を捉え、指標体系そのものを見直すことを検討すべきとの意見もありました。さらに、指標によっては更新頻度が低く、活用されているデータが古いとの指摘もありました。

分析・評価専門委員会としては、今後も事業評価が適切に実施されるよう、引き続き検討を進めてまいります。

【質問・意見等】

○佐藤工委員

連合の副会長を務めております佐藤です。私は小中学校の教職員で組織する労働組合の立場から、学校に関わる観点で意見を申し上げます。

まず 1 点目ですが、資料の 9 ページにある「朝食を毎日食べる子どもの割合」についてです。割合が低下しているとの説明がありましたが、これは全国的な傾向でもあります。私は、子ども自身が朝食を食べたくないと考えていることが主な要因ではないと考えています。背景には、各家庭を取り巻く環境の変化があると思います。経済的な理由により家庭生活が厳しい状況にあることも要因の 1 つです。子どもの貧困については以前から社会的な課題として指摘されており、その影響も無視できないと考えます。また、保護者の働き方や生活スタイルが以前とは大きく変化しており、子どもに十分な朝食をとらせてから学校へ送り出す生活リズムを維持することが難しくなっている家庭もあるのではないかと思います。朝食摂取率の低下については、こうした家庭環境や社会環境の変化を踏まえて考える必要があることを申し上げたいと思います。

次に 2 点目です。資料 20 ページの歯科保健に関する項目についてです。このプランを策定する段階で、私からも学校におけるフッ化物洗口の導入について慎重に考えていただきたいという意見を申し上げました。先ほど説明があったとおり、12 歳児のむし歯予防に一定の成果が見られており、フッ化物洗口にはむし歯予防効果があることは理解しております。しかし一方で、学校現場には現在、人的・時間的な余裕が十分にありません。そのような状況の中、市町村教育委員会と学校現場との間で対応をめぐる議論が生じてきました。教育委員会としては方針が示された以上、導入せざるを得ないという受け止め方をしている場合もあります。その結果、本来であれば教育活動の充実について議論すべき学校現場において、フッ化物洗口の実施の是非や対応に多くの時間と労力が費やされている状

況があります。私は、このような状況は望ましいものではないと考えています。また、市町村によっては、校長会が導入に慎重な姿勢を示し、実施が見送られた事例もあると聞いています。

さまざまな意見を申し上げましたが、フッ化物洗口が子どもたちの将来の健康にとって有効な取り組みであるのであれば、学校現場だけに負担を求めるのではなく、実施体制や支援方策についても十分に検討していただきたいと思います。

○澤村よう子委員

食生活改善推進員協議会の澤村です。

まず、資料 11 ページの「大人と子どもの減塩チャレンジワークショップ」についてお話しします。私たち食生活改善推進員協議会では、日頃から親子を対象とした食育教室を開催しており、食育活動に関するノウハウを蓄積しています。今年度は、朝食と減塩をテーマとして関係機関と連携しながら活動を進めていく予定です。減塩チャレンジワークショップにおいても、食生活改善推進員協議会が連携した事例があります。二戸地域では、子どもたちへの試食用の味噌汁の提供などを通じて、食生活改善推進員がお手伝いをしています。今後もこのような事業の紹介や協力依頼があれば、積極的に支援していきたいと考えています。

また、「見える化による高血圧予防事業」についてですが、令和 5 年度から昨年度までの 3 年間、岩手県内 33 市町村すべてにおいて、ベジメータを活用した野菜摂取量調査を実施しました。その結果、多くの県民が、野菜の摂取量が不足していることが明らかになりました。この結果を踏まえ、今年度は高血圧予防に向けた行動変容支援教材の作成に取り組むこととしています。具体的には、減塩や野菜摂取の促進を目的として、3 分クッキングのような動画の作成を予定しています。こうした教材や動画を各地域で活用していただきながら、県民の皆さんに野菜をより多く摂取していただけるような活動を進めていきたいと考えています。

さらに、脳卒中予防をテーマとした研修会の開催も予定しています。食生活改善推進員の資質向上と地域での実践活動の充実につなげていきたいと考えておりますので、今後とも御協力をお願いいたします。

○荒田桃子委員

株式会社栄組の荒田です。資料 19 ページの禁煙促進対策について意見を述べます。

県においては、既に禁煙対策を進めていただいているところですが、当社でも、従業員の間で加熱式たばこの使用が増えているという印象があります。加熱式たばこについては、「においが少ない」「周囲への影響が少ない」といったイメージが先行し、従来の紙巻たばこと比べて健康への影響が小さいと受け止められている場合もあるように感じています。

一方で、受動喫煙防止や健康への影響について十分に理解されていないケースもあるのではないかと思います。そのため、加熱式たばこについても健康への影響やリスクがあることを、県として分かりやすく周知していくことが重要ではないかと考えます。

禁煙支援や啓発活動を継続することも大切ですが、それに加えて、喫煙を始めないための予防的な啓発にも力を入れていただきたいと思います。

② 関係機関・団体の取組について

資料３－１～３に基づいて、岩手県栄養士会及び事務局から説明した。

「自然に健康になれる環境づくり」 （公社）岩手県栄養士会

健康いわた 21 プランの栄養・食生活分野では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践率や野菜摂取量、食塩摂取量など、「適切な量と質の食事をとる者の割合」が目標に達しておらず、実践できない理由として「時間がない」「面倒である」と回答する人が半数以上を占めています。こうした課題を受け、岩手県栄養士会では令和４年度から、「頑張らなくても自然に健康的でおいしい食事を選択できる食環境づくり」に取り組んでいます。健康に配慮した弁当や総菜の開発・販売、ポスターやリーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などを進めています。具体的には、県内スーパーマーケットと連携し、１日の野菜摂取目標量の約３分の１に相当する量の野菜を使用した弁当や、減塩に配慮した総菜の開発・販売も行われています。

普及啓発活動としては、スーパーでの減塩の日キャンペーンや、健康に配慮した食環境整備に関するワークショップを開催しています。

また、麺類の消費量が多い岩手県の特徴を踏まえ、リーフレットを作成し、麺類の食べ方の工夫を通じた減塩の啓発にも取り組んでいます。県民アンケートでは、よく食べる麺類はラーメン、そば、うどんの順であり、食品選択時の重視項目は価格、新鮮さ、賞味期限が上位でした。一方で、60歳以上では塩分が最も重視される項目となっていました。

今後も連携先を増やし、健康的な弁当の開発を進めるほか、食環境整備に関するワークショップも継続して開催する予定です。

イギリスでは、国が主導し食品業界と連携した段階的な減塩の推進により、食塩摂取量の減少や健康指標の改善、医療費削減につながったことが報告されています。

個人の努力だけでなく、誰もが自然に健康的な食品を選択できる環境を整備することが重要であり、今後も減塩をはじめとする食環境づくりを推進していく必要があると考えています。

「平時からの市民との対話がもつ力」 健康運動指導士会岩手支部（事務局代理説明）

健康運動指導士会の佐々木委員から提供いただいた資料をもとに、陸前高田市の住民主体の健康運動サークル「たかだ☆ハッピー♪ウェーブ！」の活動事例を紹介します。

この活動は、市が保健推進員向けに実施した「玄米ニギニギ体操」の普及講習会をきっかけに始まりました。市の事業終了後も活動を続けたいという参加者の思いから自主グループ化され、「たかた☆ハッピー♪ウェーブ！」が設立されました。活動初期には目的や意義に対する疑問もありましたが、メンバー同士で継続的に対話を重ねることで目指す方向性を共有し、活動の基盤を築きました。

その後、東日本大震災津波により多くのメンバーが被災し、活動継続が危ぶまれました。しかし、「つらさを認めること」「自分たちだけで抱え込まないこと」を大切にしながら、被災後 45 日目には活動を再開しました。避難所や仮設住宅で体操を通じた交流を続け、被災者支援に取り組みました。活動を続ける中で、メンバーは「運動そのものが目的ではなく、人と人をつなぐための手段である」という認識に至りました。運動をきっかけに住民同士が顔を合わせ、話し合い、支え合う関係づくりが進み、健康づくりだけでなく地域づくりにもつながる活動へと発展しました。

この取組は、行政主導ではなく住民主体で対話や交流の場を継続的に生み出してきた点が特徴です。「会うこと」「話すこと」「参加すること」が住民の元気や健康につながり、地域全体の健康リスク低減にも寄与している可能性が示されています。

また、資料では陸前高田市の女性平均寿命順位が活動開始後に上昇する傾向も紹介されています。ただし、運動と寿命延伸を直接結び付けることはできず、地域での継続的な交流やつながりが健康づくりに好影響を与えた可能性についての考察として示されています。

この事例はすべての地域に当てはまる成功モデルとは言いきれませんが、運動を人と人をつなぐ手段として活用することで、健康づくりや地域の支え合いを促進し、結果として健康寿命の延伸につながる可能性を示す参考事例と考えます。

「健康経営の取組について」 岩手県保健福祉部健康国保課

本県は厚生労働省が公表した都道府県別平均寿命において男女とも全国下位に位置しており、特に悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病による年齢調整死亡率が全国平均を上回っています。中でも脳血管疾患の死亡率が高く、60 歳以降で全国との差が拡大する傾向が見られます。また、65 歳未満の働き盛り世代においても生活習慣病による死亡率が高いことから、若年期からの生活習慣改善が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、県では平成 30 年に関係団体と連携協定を締結し、「岩手県健康経営実践支援協議会」を設置して、健康経営の普及啓発や事業者支援に取り組んでいます。その中心的な取組として、「いわて健康経営認定事業所認定制度」を実施しています。

認定事業所数は制度開始時の 138 事業所から、令和 8 年 4 月には 731 事業所まで増加し、健康経営の取組が県内で着実に広がっています。

認定基準は、①定期健康診断受診率実質 100%、②受診勧奨の取組、③生活習慣改善や運動機会の提供、④受動喫煙対策の実施、⑤健康情報の提供や研修実施の 5 項目です。

認定事業所には、県ホームページや新聞広告による周知、ロゴマークの使用、各種健康づくり事業の案内などのメリットがあります。また、優れた取組を行う事業所を表彰する「健康経営アワード」も実施し、先進事例の横展開を図っています。

さらに県では、企業向け健康経営セミナーの開催や、野菜摂取量測定機器を活用した健康づくり支援なども行い、従業員の健康づくりを後押ししています。

制度の見直しとして、令和 8 年度から認定機会を年 1 回から年 2 回へ拡充しました。また、令和 9 年度からは、働き盛り世代の生活習慣病対策を強化するため、新たに「特定保健指導の活用促進」を認定基準に追加する予定です。

県としては、健康経営を通じて従業員の健康増進、生産性向上、人材確保、組織活性化を図りながら、県民全体の健康課題の改善につなげていきたいと考えています。

【質問・意見等】

○佐藤工委員

この協議会の案内があった際に、「いわて県民計画第 3 期アクションプラン策定のため、健康・余暇分野において、健康寿命の延伸に向けて特に強化すべき事項について御意見をいただきたい」という趣旨の意見照会がありました。

私の意見としては、健康寿命の延伸を図るためには、「労働時間の短縮」を特に強化すべき事項として位置付けるべきではないかと提案しました。皆さんも御存じのとおり、岩手県は全国的に見ても労働時間が長い県の一つです。かつては、過労死や労災認定において、月 100 時間を超える時間外労働が一つの目安とされていましたが、現在では月 45 時間程度の時間外労働であっても、勤務実態によっては健康への重大な影響が認められ、労災認定の対象となるケースもあります。

また、先ほど説明のあった資料のうち、健康経営に関する項目についても関係すると考えています。65 歳未満の比較的若い世代において、全国と比べて脳血管疾患や心疾患による死亡率が高いという状況がありますが、私はこれらが労働環境や長時間労働と無関係ではないのではないかという観点から見ています。そのため、資料の健康経営に関する説明部分に記載されている「認定に係る 5 つの基準」についても、現在の基準に加えて「労働時間の短縮」や「適切な労働時間管理」といった視点を盛り込むべきではないかと考えています。

健康寿命の延伸を目指すのであれば、運動や健診の受診促進だけではなく、働き方そのものを見直すことも重要な要素であり、そのような観点から意見を述べさせていただきました。

○事務局

ただいまいただいた御意見についてですが、御指摘のありました健康経営の推進につきましては、県民計画の健康・余暇分野の見直しに当たり、特に強化すべき事項として取り入れていく方向で検討を進めております。

御提案いただいた内容につきましては、県としても重要な視点であると認識しており、今後の施策や評価指標の検討に当たって参考とさせていただきたいと考えております。

貴重な御意見をありがとうございました。

○安田泰子委員

資料3「健康経営の取組について」御説明いただき、ありがとうございました。

冒頭でも説明がありまして、岩手県にはさまざまな健康課題があります。そうした中で健康経営の取組は非常に重要であると考えております。

参考までに申し上げますと、現在、協会けんぽにおける健康経営宣言登録事業所は、6月末時点で2,314事業所となっています。一方で、岩手県内で協会けんぽに加入している事業所は約2万事業所ありますので、宣言登録については、まだまだ今後の拡大が期待される状況にあります。そのような中、認定基準を満たした事業所が着実に増加していることや、健診受診率が向上していることは大変評価できる点だと考えています。

ただし、健診は受けること自体が目的ではなく、受診後の対応が重要です。健診結果によって治療が必要な場合には医療機関を受診していただく必要がありますし、保健指導の対象となった場合には適切に保健指導を受けていただくことも大切です。しかしながら、その後の受診や行動変容の部分については、まだ課題が残されていると感じています。こうした取組がさらに進まなければ、冒頭で示された健康課題の解決にも十分にはつながらないのではないかと考えています。

そのような中で、令和9年度以降の認定基準見直しの項目として、「保険者や健診実施機関が実施する特定保健指導の活用を促していること」が追加されています。この点については、私ども保険者としても非常に意義の大きい改正であると受け止めています。特定保健指導の活用促進が認定基準に位置付けられたことは、大変ありがたいと感じております。

これまでもこうした会議の場でさまざまな意見交換をさせていただいてありますが、改めて県の皆様をはじめ、本協議会に御出席の皆様から御意見や御助言をいただきながら、引き続き着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○赤石真美委員

私からは、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、がん検診の受診率についてです。本県の受診率は改善傾向にあるとの御説明でしたが、依然として50%台にとどまっている状況を見ると、さらなる受診率向上に向けた取組が必要ではないかと感じています。受診率向上に向けて、自治体として今後どのよ

うな取組が有効と考えておられるのか、あるいは新たに検討されている施策やアイデアなどがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、女性の健康についてです。本日の御説明では、ライフコースアプローチの視点から、子どもや女性など各世代・属性ごとの健康課題についてふれられていました。近年は、更年期症状や女性特有の疾患による休職や離職、生産性低下などが社会的な課題として注目されており、経済的損失も大きいとされています。こうした中で、女性の健康課題への対応は、健康づくりの観点だけでなく、健康経営の観点からも非常に重要であると考えています。

岩手県においても、女性の健康支援と健康経営を結び付けた取組をさらに推進していく余地があるのではないかと思います。この点について県としてのお考えや、今後の方向性がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○事務局

まず、がん検診受診率向上に向けた取組についてお答えいたします。

本県のがん検診受診率は全国平均を上回る状況にはありますが、一方で精密検査受診率については、やや低調な傾向が見られることが課題となっています。

県では、がん検診受診率向上プロジェクトとして企業と連携協定を締結し、受診率向上に向けた普及啓発に取り組んでいるところです。特に毎年10月は「がん検診受診率向上集中月間」としており、協定締結企業と連携しながら啓発活動を実施しています。また、民間企業との連携により、SNSやYouTubeなどを活用した情報発信も進めています。受診勧奨に関する動画を作成いただくなど、働く世代を含め幅広い層への周知に取り組んでおりますが、さらなる認知度向上や情報発信の強化が必要であると考えています。今後もこうした取組を進めていく予定ですが、委員の皆様からも「こうした方法はどうか」といった御提案やアイデアがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

続いて、ライフステージに応じた取組についてです。特に女性の健康課題につきまして、庁内の担当部局である子ども・子育て支援室を中心に取組を進めております。今年度は「プレコンセプションケア」の普及啓発に取り組んでいます。これは結婚や妊娠を推奨したり、押し付けたりするものではなく、将来の選択肢を広げるために自らの健康について理解を深めていただくことを目的とした取組です。その普及の一環として、まずは県職員を対象にプレコンセプションケアに関する理解を深めるためのサポーター養成に取り組んでおり、その後、県民や関係機関への普及につなげていきたいと考えています。

女性の健康課題に関する施策についても、今後さらに充実を図っていききたいと考えておりますので、委員の皆様からも御意見やアイデアをいただきながら、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○菊地和仁委員

2点、確認を兼ねてお伺いしたいことがあります。

まず、資料1の11ページに掲載されている料理動画についてですが、これは一般の方も閲覧できる形で公開される予定でしょうか。私どもとしても、普及啓発活動に力を入れておりますので、もし一般に公開されるものであれば、参考資料として活用できないかと考えています。公開範囲や閲覧方法について教えていただければと思います。

もう1点、資料3についてです。10ページの「認定に係る5つの基準」のうち、1つ目の「定期健診の実施」についてお伺いします。例えば、長期休職者や疾病療養中の方など、さまざまな事情により定期健診を受けられないケースもあると思われます。そのような場合の取扱いを含めて、具体的な基準や考え方が示される予定なのか、お聞かせいただければと思います。

○事務局

まず、料理動画の公開についてですが、県民の皆様にも広く御覧いただけるような形で公表する予定としております。公開の時期や方法が決まりましたら、本協議会の委員の皆様にも改めて周知させていただきたいと考えております。御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。

続いて、県の健康経営認定事業所の認定基準における「定期健診受診率の実質100%」についての御質問にお答えいたします。御指摘いただいたとおり、長期休職中の方や育児休業中の方など、定期健診の受診が難しい事情のある方については対象から除外して取り扱っております。そのため、「実質100%」とは、こうした除外対象者を除いた上で、受診対象となる従業員が適切に定期健診を受診しているかどうかを基準として判断するものです。

○熊谷明知委員

薬剤師会の立場から、1点お伺いします。

今年度の取組の中で、市町村等と連携した事業、あるいは地域と連携した取組が計画されていたかと思います。私の認識では、宮古圏域での取組があったように記憶しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

もしそうであれば、現在その取組がどのような状況にあるのか、また、どのような成果や課題が見えてきているのかについて、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○事務局

御質問いただいた資料1の26ページに掲載しております「健診受診率向上に向けた取組」に関する事業について御説明いたします。

今年度、新たな取組として、薬局薬剤師の皆様と連携しながら、国民健康保険加入者の方々を対象とした受診勧奨事業を実施することとしております。この事業については、受診勧奨を事業者へ委託する形で進めており、今年度の委託事業者も決定しております。現在は、説明会の開催や事業内容の調整などを行いながら、実施に向けた準備を進めているところです。

また、薬剤師の皆様にできるだけ御負担をおかけしない形で実施できるよう、委託事業者からもさまざまな提案をいただいておりますので、工夫しながら進めていきたいと考えております。今年度の事業実施状況を検証するとともに、その効果や課題を踏まえながら、来年度以降の展開についても併せて検討していく予定です。

○熊谷明知委員

どうしても受診勧奨というと、既に何らかの疾病リスクが高い方や受診が必要な方への働きかけが中心になりがちですが、今後事業を展開していく中では、現在健康な状態にある方々にも継続的に健診を受けていただけるようなアプローチについて、ぜひ検討していただければと思います。

健康なうちから健診を受ける習慣を定着させることも重要だと思いますので、そのような視点も含めて今後の取組を進めていただければと思います。

○本間博会長

その他ございませんでしょうか。なければ時間となりましたので、議事を終了します。進行を、事務局へ返します。

○事務局

その他といたしまして、1点御説明いたします。

本協議会の開催に先立ちまして、「岩手県民計画（2019～2028）第3期アクションプラン」の策定に係る意見照会を実施いたしました。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、多くの御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見につきましては、委員限りの参考資料として配付させていただいております。

また、皆様からいただいた御意見については、現在策定を進めております第3期アクションプランの作成に活用させていただくとともに、多くの貴重な御意見をいただいておりますので、次年度以降の事業展開や新たな施策の検討に当たっても参考とさせていただきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様からの御意見や御提案をいただきながら、健康づくり施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○事務局

以上をもちまして、令和８年度第１回岩手県健康増進計画推進協議会を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。